

○国土交通省告示第二百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川吉野川水系吉野川改修工事（榎瀬川樋門改築・徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地）並びにこれに伴う市道及び一級河川付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県徳島市川内町鈴江南地内
徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地及び金岡地先河川敷地
- 2 使用の部分 徳島県徳島市川内町鈴江南地内
徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地の一級河川吉野川水系吉野川（以下「吉野川」という。）左岸の延長61mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川吉野川水系吉野川改修工事（榎瀬川樋門改築）並びにこれに伴う市道及び一級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川吉野川水系吉野川改修工事（榎瀬川樋門改築）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第2項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

吉野川は、高知県吾川郡の瓶ヶ森を水源とし、長岡郡大豊町において穴内川を合わせ、四国山地を横断し、銅山川、祖谷川等を合わせ、徳島平野に出て、大小支川を合わせながら紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長194km、流域面積3,750km²に及ぶ河川である。

吉野川流域は、四国全域の約20%に相当する広さを持ち、下流には徳島県の拠点都市である徳島市を擁するなど、社会・経済上重要な地域であり、吉野川下流域に存する支川の榎瀬江湖川においても、背後地に公共施設や家屋が密集している。吉野川の下流域は、文部科学省地震調査研究推進本部により、30年以内に70%程度の確率で南海トラフ巨大地震が発生するとの予測が公表され、徳島県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、徳島市での津波高を6.2mとして、津波浸水想定を設定するなど、地震発生後の津波の遡上等による浸水被害が危惧されている。また、過去に何度も台風による集中豪雨に見舞われており、平成16年の台風23号では、浸水面積236.8ha、床下浸水3戸の浸水被害が発生している。

吉野川の治水対策等については、平成17年11月に吉野川水系河川整備基本方針、平成21年8月に吉野川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定されており、整備計画に基づき、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業の対象となっている榎瀬川樋門（以下「当該樋門」という。）は、これらの被害が懸念される吉野川の河口付近に位置し、吉野川本川から支川の榎瀬江湖川への津波や洪水の流入防止を図り、榎瀬江湖川流域の住民の生命及び財産を保護することを目的に設置されている河川管理施設であるが、流域に設置されている樋門のうち、当該樋門のみが耐震対策が実施されていない状態となっており、整備計画においても樋門を含む河川管理施設の耐震補強等の対策が必要とされている。また、当該樋門の函渠部は、大正11年の築造から90年以上経過し、コンクリートの亀裂や劣化等の老朽化が著しく、現況の樋門では、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に定める構造基準を満たしておらず、老朽化により閉鎖不能が生じるおそれもある。

吉野川下流域を含む徳島県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、同法第4条第1項の規定に基づき、中央防災会

議が定める南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、水門等の補強の推進が掲げられるとともに、同法第5条第1項に基づく指定地方行政機関の策定する南海トラフ地震防災対策推進計画においても、地震・津波対策として河川管理施設の整備が位置づけられている。

本件事業は、南海トラフ巨大地震発生後の津波の遡上等による榎瀬江湖川流域への浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を防止し、周辺住民の生命及び財産を保護することを目的とした樋門改築事業であり、本件事業の完成により、樋門の耐震性能が確保されることに加え、老朽化による樋門操作の不確実性も解消されるため、地震後に発生する津波等に対し、堤防と一体となって本件区間を防護できることから、これらの被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年8月に、同法等に準じて、任意で工事实施に伴う騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても規制基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるアカウミガメ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、ルイスハンミョウ及びシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハクセンシオマネキ、コクガン、キバネキバナガミズギワゴミムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、カワヂシャ、ウラギク等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、恒常的に当該樋門周辺を利用する重要種は生息及び生育していないことなどから影響はない又は極めて軽微とされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合には、起業者は、徳島県

教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、発生が懸念される南海トラフ巨大地震発生後の津波の遡上等による浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害の軽減を図ることを主な目的として樋門を改築する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、近接改築案（以下「申請案」という。）及び現況位置改築案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、排水方向が本川の流水方向に対して直角となり排水が適切に行われること、堤防法線が堤内側に湾曲していることによる水衝部が解消されること、河川改変面積が少なく河川環境に与える影響が小さいこと、既設樋門を利用しながら施工が可能であるため施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び一級河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、南海トラフ巨大地震発生後の津波の遡上等による浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保護するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、徳島市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県徳島市役所